

コールセンターを導入しました!

協会けんぽでは、お客様により適切かつ迅速なご案内ができるよう、令和8年6月1日よりコールセンターを導入しました。

コールセンター導入に伴い、**自動音声案内が大きく変更となりました**ので、代表電話に架電後、音声案内に従って以下の番号をお選びください。

1 加入者や事業所の方

2 公的機関、健診機関、医療機関、損害保険会社の方

↳ ①公的機関の方 ②健診機関の方 ③医療機関、損害保険会社の方

3 その他のご相談



各種申請書等の設置(商工会議所・商工会等)の廃止に関するお知らせ

令和8年1月に「電子申請サービス」を開始し、「郵送すること」の手間/時間/費用をかけずに、オンラインで健康保険の各種申請手続きを完了できるようになりました。そのような状況から、**令和8年7月をもって、大分県内の商工会議所等30か所の各種申請書の設置を廃止させていただきます。**

引き続き、健康保険の各種申請書をお求めの際は、協会けんぽ「ホームページからダウンロード」または「電話でのご用命」をご利用ください。

大分支部公式LINEの友だち登録をお願いします

加入者の皆さまへの情報発信をより一層強化するため、身近なコミュニケーションツールである **LINEの公式アカウント** を活用しています。タイムリーな情報をお届けしてまいりますので、**右の二次元コードを読み取って友だち登録** をお願いします。



健診は受けた後の
行動が大切です!

特定保健指導を利用しましょう!

特定保健指導は、健診で生活習慣の改善が必要と判定された方を対象として行う健康サポートです。

健康づくりの専門家である保健師や管理栄養士が生活習慣の改善をサポートします。



大支部の保健師・管理栄養士が行う特定保健指導について

特定保健指導の対象となった方がいる場合は、事業所様に特定保健指導のご案内をお送りしますので、日程調整等のご協力をお願いします。保健師または管理栄養士が事業所様を訪問し、健康サポートを行います。

令和8年度 特定保健指導の専門機関への委託について

特定保健指導は、大支部の保健師・管理栄養士による実施のほか、下記の専門機関に委託して実施しています。委託先の機関より事業所様・対象者様へ特定保健指導のご案内やご連絡を差し上げることがございますので、ご理解およびご協力をお願いします。

一般社団法人 エヒメ健診協会

委託業務 案内文書の送付および電話による日程調整
事業所訪問等による面談および面談後のサポート

株式会社 ベストライフ・プロモーション

委託業務 大支部保健師・管理栄養士による
初回面談実施後の継続した健康サポート

健診実施機関での特定保健指導について

特定保健指導は健診実施機関でも受けることができます。

健診当日に実施可能な健診機関もございますので、詳しくは健診機関へお尋ねください。

大分県内の特定保健指導実施機関一覧はこちらからご確認ください。➡



「基準収入額適用申請対象者一覧表」をお送りします

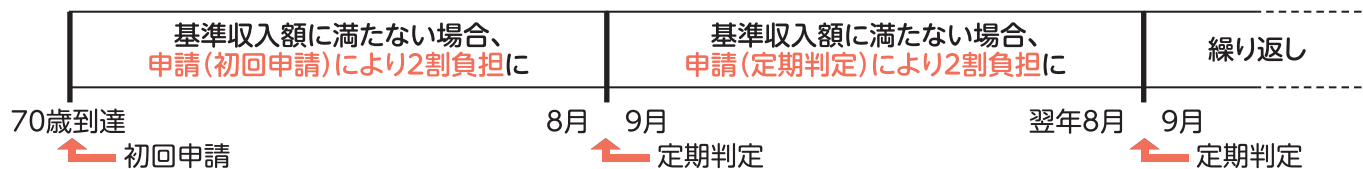
70歳以上かつ標準報酬月額28万円以上の被保険者の方は、通常、一部負担金の割合が3割となりますが、収入が基準収入額に満たない場合は、申請により2割となります。

基準収入額の判定(定期判定)を行うため、令和8年8月まで一部負担金の割合が2割となっている方の一覧表を7月ごろに事業所様にお送りしますので、令和7年中の収入(※1)が基準収入額に満たない方につきましては、更新のお手続きをお願いします。

(一覧表に記載のない方の申請をされる場合は、大支部までご連絡ください。)

基準収入額の 判定時期について

- ・初回申請:70歳到達時(または、70歳到達後に資格取得したとき)に行う申請
- ・定期判定:毎年7月~8月に前年収入に基づき行う申請



基準収入額について

- 70歳以上の被扶養者がいない場合:被保険者お一人で383万円未満
- 70歳以上の被扶養者がいる場合:その被扶養者と合わせて520万円未満
- 旧被扶養者(※2)がいる場合:旧被扶養者と合わせて520万円未満

※1 収入は、前年のすべての収入が対象です。ただし、退職金・公租公課の対象とならない収入(障害年金・遺族年金・恩給など)は除きます。なお、控除される前の金額であり、所得ではありません。

※2 旧被扶養者とは、後期高齢者医療制度に加入したことにより、被扶養者でなくなって5年以内の方をいいます。